会議開催のお知らせ
とちぎ健康21プラン推進協議会

とちぎ健康21プラン推進協議会設置要綱に基づき、下記のとおり令和６(2024)年度第１回とちぎ健康21プラン推進協議会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

■　開催日時

令和６(2024)年５月24日（金）14時から16時

■　開催場所

栃木県庁東館４階　講堂

■　議題

１　とちぎ健康21プラン（３期計画）の施策の方向について

２　とちぎ健康21プラン（３期計画）の目標項目、指標、目標値について

(1)　基本目標

(2)　個人の行動と健康状態の改善

(3)　社会環境の質の向上

(4)　ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

３　その他

■　傍聴定員

10名　傍聴を御希望の方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定させていただきますので、予め御了承願います。

（詳細については、裏面の傍聴要領を御覧ください。）

■　問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課 健康長寿推進班

電話：０２８（６２３）３０９４

傍　聴　要　領

とちぎ健康21プラン推進協議会

1　傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。申込みをした方に、整理券を交付します。

傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻30分前から受付を開始します。

(2) 傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻15分前に受付を終了します。

その時点で、

① 傍聴申込み者が傍聴定員を超える場合は、

抽選により傍聴者を決定させていただきますので、予め御了承ください。

なお、抽選は整理券の交付順に行います。

② 傍聴申込み者が傍聴定員に満たない場合は、

整理券の交付を受けた方全員に傍聴を許可します。

また、傍聴定員に達するまで先着順に傍聴を許可します。この場合の受付は、会議の開催予定時刻５分前に終了します。

(3) 傍聴を許可された方は、開催予定時刻５分前までに、会場受付で住所、氏名を記入し、事務局係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

2　会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が３の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

(3) 会議開会後から閉会までの入退室は、原則として認めません。

3　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。